

最高裁秘書第5609号

令和元年11月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和元年8月29日付け（同月30日受付、第014238号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年8月30日付け人事局任用課試験係事務連絡「平成30年度（第72期）司法修習生考試における受験票配布及び特例措置について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和元年8月30日

平成30年度（第72期）司法修習生 殿

（実務修習地 東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山）

司法修習生考試委員会庶務担当

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

平成30年度（第72期）司法修習生考試における受験票配布及び特例措置について（事務連絡）

標記の司法修習生考試（以下「考試」という。）の実施に当たり、下記のとおり連絡します。については、必要な書類等を提出又は届出してください。

なお、考試の概要は別紙第1のとおりです（考試についての詳細は、9月26日（木）に配布予定の応試心得を参照してください。）。

記

1 受験票送付用封筒（全員提出）

配布した封筒に受験票の送付を希望する宛先並びに右下に組及び番号を記載して、同封筒を9月3日（火）午後5時までに、提出物コーナー（西館1階ロビー）に備え置かれた提出箱に入れて提出する（封筒の中には何も入れないこと。）。

考試の受験票は、11月6日（水）頃に速達簡易書留郵便で発送する。例年、保管期間経過等により、最高裁判所に一定数の受験票が還付されるが、原則として再送付はしない。受験票がない場合、考試の受験を認めないことがあるので、必ず受領すること。宛先は正確に記載し、封筒の提出後に転居した場合は、必ず郵便局に転居届を提出し、受領できないことがないように十分に留意すること。

## 2 特例措置申請書（該当者のみ提出）

考試期間中、特別の事情により、1階試験室での受験（司法研修所会場の場合）又はエレベーターの使用、考試時間の延長、答案起案のためのパソコンの使用、使用が認められた筆記用具等以外の私物の使用並びに着席時刻から退出の指示があるまでの間におけるトイレ及び下記3以外の理由（例：搾乳等）による退出等の特例措置を希望する者は、別紙第2の司法修習生考試特例措置申請書を提出する。

申請期限：9月9日（月）午後5時まで（期限を超過した場合は、特例措置を認めないことがある。）

提出先：司法研修所事務局企画第二課調査係

## 3 喫煙の届出（該当者のみ届出）

着席時刻から退出の指示があるまでの間の喫煙は、次の申請先に備付けの喫煙希望の届出書に氏名等を記載して届け出た者に限り、指定された場所（9月26日（木）に配布予定の応試心得を参照）において喫煙を許可する。

届出期限：9月9日（月）午後5時まで（期限を超過した場合は、着席時刻から退出の指示があるまでの間の喫煙を認めない。）

申請先：司法研修所西館1階ロビー

## 司法修習生考試の概要

### 1 考試科目

民事裁判、民事弁護、刑事裁判、刑事弁護及び検察

### 2 考試時間

各科目6時間30分とし、このうち、答案起案を6時間25分、答案綴り込みを5分とする。答案起案は、答案起案時間中のみ可能であり、答案綴り込み時間中の答案起案は不正行為に該当する。

なお、考試時間以外に昼食時間を1時間設け、この時間中の答案起案を認める。

### 3 参考事項

#### (1) 考試期間全般

ア 看板及び貼り紙等により立入禁止である旨を表示された区域に立ち入ったり、締め切られた出入口等を通行したりすることはできない。

イ エレベーターは使用できない（特例措置が認められた者を除く。）。

ウ 喫煙はできない。ただし、所定の方法で事前に届け出た者の喫煙は認められる。

#### (2) 持参する物

答案起案に使用するペン	<p>黒インクのペン (ボールペン、サインペン及び万年筆を含む。)</p> <p>※ ボトルインク（インク壺）は使用不可</p> <p>※ インクがプラスチック製消しゴム等で消せるペンは使用不可</p>
草稿用等の筆記用具	<ul style="list-style-type: none"><li>・ペン類（黒以外のペンやマーカーも可）</li><li>・鉛筆、色鉛筆</li><li>・消しゴム、定規</li></ul>
時計	<p>時計機能のみ使用できる。</p> <p>※ あらかじめ、アラーム機能は切っておく。</p> <p>※ ストップウォッチ及び時計のストップウォッチ機能・タイマー機能は使用不可</p>

<p>身の回り品</p> <p>※試験室係員が適宜点検する。</p> <p>※試験室係員の指示に従ない場合は、その物の使用を禁止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防寒具、カイロ</li> <li>・薬（注射により摂取するものを除く。）</li> <li>・冷却シート、湿布（体に貼り付けるもので、匂いが他の応試者の迷惑にならないもの）、生理用品</li> <li>・リップクリーム、ハンドクリーム（匂いが他の応試者の迷惑にならないもの）</li> <li>・クッション、座布団、腰当て</li> <li>・スリッパ、マスク、指サック、手首サポーター</li> <li>・ハンカチ、ミニタオル</li> <li>・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ</li> <li>・耳栓（係員等の指示が聞こえるよう留意すること。）</li> <li>・拡大鏡（虫眼鏡）</li> </ul>
---	---

●上記以外の一切の私物の使用を禁止する。

※ 筆箱、電子辞書、修正液、下敷き、私物の付箋、クリップ、ステープラ、扇子、うちわ、手袋等の使用も認めない。

※ これらの私物を持参した場合は、着席時刻までに全て鞄の中にしまう。

●通信機器等（携帯電話、PHS、タブレット型パソコン、ウェアラブル端末等の通信機能を有する電子機器）については、試験室への持込みを禁止する。

※ 通信機器等を持参した場合は、各試験室係員が預かるのでその指示に従う。

(3) 昼食等

ア 昼食について

各考試日とも持参すること。昼食のために外出することはできない。

イ 昼食以外に持込可能な飲食物

・あめ、ガム、栄養調整食品等の簡易に摂取可能で、匂いや音等が他の応試者の迷惑にならない食品

・ペットボトル、水筒等の開栓後に再度の密閉が可能な飲物

※ 机上には飲物を合計2本まで置くことができる（各1.0リットル以下）。

※ 蓋付きでない缶飲料、チルドカップ、紙パック等の開封後に密閉できない飲物は、昼食時間も含めて持ち込むことはできない。

令和元年 月 日

司法修習生考試委員会 御中

平成30年度(第72期) 司法修習生

( 組 番, 実務修習地 ) 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

※申請に対する審査結果の送付先(申請者は全員記載すること。)

〒 \_\_\_\_\_

司法修習生考試特例措置申請書

○ 標記の考試に際し、下記1の事情がありますので、下記2の措置を希望します。

記

1 特例措置を希望する事情(当該事情を疎明する資料(例:診断書(考試前4か月以内に作成されたもの)等)を添付し、修習中に受けている特別の措置があれば記載する。)

2 希望する措置(希望する措置の□にレ点を付し、必要に応じて括弧内に記入する。)

- 1階試験室での受験又はエレベーターの使用
- 考試時間の延長
- パソコンによる答案起案
- 使用が認められた筆記用具等以外の私物(別紙第1を参照)の使用

(使用する物: )

- トイレ及び喫煙(別途届出必要)以外の理由(例:搾乳等)による退出

(理由: )

- 試験室に関する希望する措置(例:出入口付近の座席に配席等)

(具体的な内容: )

- その他(希望する措置の具体的な内容等を記載する。)